

防災士・ひろせ源悟の【防災ひとロメモ】 2019.8

近年、全国各地で自然災害が相次いでいます。

それらの災害検証では、多くの専門家が「適切な避難行動」の重要性を訴え、その備えとして日頃から避難場所を決めておくことなどを推奨しています。

皆様は、豊中市が避難勧告を発令した際の避難場所を、ご家族で決めておられますか？

多くの方が、最寄りの小中学校に避難することを検討されると思います。

でも、その小中学校がどんな場合に避難所として開設されるのか・・・

こんな時、小中学校は避難所になります。



【地震の場合】

- 震度 6 弱以上では原則として開設されます。

（但し、体育館等の学校施設が損壊していれば受入れできない場合があります）

- 震度 5 強以下の場合は、市内の被災状況に応じて、豊中市が避難所開設を判断します。

- 昨年大阪府北部地震では・・・

豊中市は震度 5 強でしたが、地震発生当日 8 時 30 分開催の災害対策本部会議において、避難所（小中学校を含む市所有施設）の開設を決定しました。

【風水害の場合】

- 台風接近が予測される段階では、警備員や管理者が配置されている 24 時間対応可能な公共施設（共同利用施設等）を避難所として提供することが原則となっており、小中学校は避難所として開設されません。

- 避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する場合は、周辺地域で予測される浸水深等にもとづき、その地域の小中学校が避難所として開設されます。

- 避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合は、河川氾濫による被害が予測される地域からの避難者も受け入れられるよう、殆どの小中学校が避難所として開設されます。

- 昨年の台風 21 号では・・・

河川氾濫や内水による浸水被害の恐れは低かったため、避難準備・高齢者等避難開始情報は発令はしていません。このため、避難所は、共同利用施設等を中心に、自主避難のための避難所が開設されました。

小中学校に避難する前に・・・

豊中市ホームページ、NHK データ放送などで、どこの避難所が開設されているかなどを確認することをお勧めします。